# 介護保険負担限度額認定証の手続きについて

介護保険負担限度額認定とは、低所得(市町村民税非課税世帯)の人が、以下のサービスを利用したときに支払う食費・居住費(滞在費)の負担軽減を図る制度です。

※負担軽減を希望する人は、申請手続きが必要です。申請受付後、負担軽減の対象となった 方には、認定証を交付します。利用する施設などで認定証を必ずご提示ください。



#### 対象になるサービス

介護保険施設等に入所した場合や短期入所(ショートステイ)を利用した場合

- ●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ●介護老人保健施設(老人保健施設)
- ●介護療養型医療施設 (療養病床など)
- ●介護医療院

- ●地域密着型介護老人福祉施設
- ●短期入所生活介護
- ●短期入所療養介護 など

#### 対象になる人

次の(1)から(3)の全ての要件に該当する方

- (1)市町村民税非課税世帯 (本人及び世帯全員)
- (2)世帯を別にしている配偶者がいる方は配偶者が非課税であること(内縁の方を含む)
- (3)預貯金等が右の基準に当てはまる人

#### 預貯金などの基準 ※各段階については裏面参照。

第1段階 単身1,000万円、夫婦2,000万円以下

第2段階 単身 650万円、夫婦1,650万円以下

第3段階① 単身 550万円、夫婦1,550万円以下

第3段階② 単身 500万円、夫婦1,500万円以下

## 手続きに必要なもの

- ●被保険者(利用者)本人と配偶者の印鑑
- ●被保険者本人と配偶者の全ての預金通帳など(預金通帳、定期預金、有価証券、負債など)のコピー
- ●介護保険被保険者証(本人確認のため)

## 負担限度額(1日あたり)

			第1段階 生活保護受給者 /老齢福祉年金 受給者	第2段階 年金収入など**1 80.9 万円以下	第3段階① 年金収入など*1 80.9 万円超 120 万円以下	第3段階② 年金収入など* 1 120万円超	基準費用額*2
	ユニット型個室		880円	880円	1,370 円	1,370円	2,066 円
	ユニット型個室的多床室		550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
居住費	従来型 個室	老健・療養・ ショート(療養)	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
		特養・ ショート(生活)	380円	480円	880円	880円	1,231 円
	多床室	老健・療養・ ショート(療養)	0円	430円	430円	430円	437 円
		特養・ ショート(生活)	0円	430円	430円	430円	915円
合弗	施設入所者		300円	390円	650円	1,360 円	1,445円
食費	ショートステイ利用者		300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円

- ※1公的年金等収入金額(非課税年金を含みます)+その他の合計所得金額
- ※2基準費用額は、国の定める標準的な金額を記載しています。実際の金額は施設が定める金額となります。

詳しくは、入所または利用されている施設にお問い合わせください。

### 利用者負担段階

	対象者の要件	負担限度額		
第1段階	次のいずれかに当てはまる方 (3 1 段階 ) ②生活保護受給者 (○市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者			
第2段階	<ul> <li>○次の全てに当てはまる方</li> <li>・本人および世帯全員(別世帯の配偶者も含む)が市町村民税非課税。</li> <li>・本人の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金【遺族年金※</li> <li>・障害年金】の収入額の合計が年額80.9万円以下。</li> <li>※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。</li> <li>・本人の預貯金等の額が650万円以下。</li> <li>(配偶者がいる場合は、夫婦で1,650万円以下。)</li> </ul>	前頁の表		
第3段階①	○次の全てに該当する方 ・本人および世帯全員(別世帯の配偶者も含む)が市町村民税非課税。 ・本人の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金【遺族年金※ ・障害年金】の収入額の合計が年額80.9万円を超え、120万円以下。 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。 ・本人の預貯金等の額が550万円以下。 (配偶者がいる場合は、夫婦で1,550万円以下。)			
第3段階②	<ul> <li>○次の全てに該当する方</li> <li>・本人および世帯全員(別世帯の配偶者も含む)が市町村民税非課税。</li> <li>・本人の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金【遺族年金※</li> <li>・障害年金】の収入額の合計が年額120万円を超える。</li> <li>※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。</li> <li>・本人の預貯金等の額が500万円以下。</li> <li>(配偶者がいる場合は、夫婦で1,500万円以下。)</li> </ul>			
第4段階(基準費用額)	上記以外の方  ○市町村民税課税世帯である。  ○別世帯の配偶者が市町村民税課税である。  ○基準を超える預貯金等を保有している。など	施設との契約により全額自己負担		

- ●対象者の要件に該当し、負担限度額認定証の交付(特定入所者介護サービス費の給付)対象となるのは、第1~3段階②の方で、第4段階の方には負担限度額認定証の交付はありません。
- ●給付制限のかかっている期間は、第1~3段階②の方であっても、全額自己負担となります。
- ●第4段階の方であっても、長期入所で条件を満たす方は減額となる場合があります。
- ●原則として、施設には(基準費用額) (負担限度額)の差額「特定入所者介護サービス費」を 支給します。

## 認定を受けた方は更新手続きが必要です 課税状況等の対象要件を毎年審査します

- ●負担限度額認定を受けている方の有効期間は7月31日までです。8月1日以降も引き続き負担限 度額認定を希望する場合は、更新手続きが必要です。
- ●7月31日までの申請において非該当となった方でも、課税状況等が変わることにより8月1日以降に介護保険負担限度額認定の対象になることがあります。負担限度額認定を希望する場合は、延岡市役所介護保険課または各総合支所市民サービス課で申請手続きが必要です。